

平成26年9月12日

北陸電力株式会社
代表取締役社長 久和 進 様

特定非営利活動法人 消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0362

金沢市古府2丁目189番

TEL: 076-259-5962



申 入 書

当法人は、石川県金沢市に事務所を置き、消費者被害の未然防止・被害救済等に関する事業を行い、消費者全体の利益擁護を図り、消費生活の安定向上ならびに消費者市民社会の形成に寄与することを旨として設立された団体です。

今般、当法人は、貴社に対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申入れ致します。つきましては、本申入れに対する貴社のご対応について、本書面到達後1か月以内に文書にてご回答くださいますようお願い致します。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

貴社の電気供給約款「Ⅲ 契約種別および料金」の「15 料金」の規定を消費者契約法9条2号に適合するように改定されることを求めます。すなわち、早収期間経過後74日目までの早収料金と遅収料金との差額について、早収料金に対する年利14.6パーセント以内に改定されることを求めます。

第2 申入れの理由

1 貴社の電気供給約款の内容

(1) 貴社の電気供給約款（以下「約款」と言います。）は、貴社が、一般の需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めるものです。この約款は、電気事業法19条1項に基づき、経済産業大臣の認可を受けたものであり、貴社の供給区域において電気供給を必要

とするすべての電気の使用者に対して、適用されるものです。その多くは、消費者契約法の消費者に該当することはいうまでもありません。

- (2) 約款では、電気料金の支払期限は、検針日の翌日から50日以内と定められています(約款29(2))。にもかかわらず、約款では、支払期限とは別個に早収期間が定められています。早収期間は、検針日の翌日から20日目までの期間とされ、早収期間の最終日が「早収期限日」とされています(約款15(3)、約款29)。早収期間内に料金を支払った場合は「早収料金」が適用されます。
- (3) これに対し、電気料金の支払いが、検針日の翌日から20日間を超えた場合、すなわち早収期限日を超えた場合は、電気の使用者は、早収料金にその3パーセントの「遅収加算額」を加えた「遅収料金」の支払を強制されます(約款15(2))。なお、実際には、当月は早収料金を支払い、早収料金と遅収料金との差額(遅収加算額)は、翌月の電気料金とともに請求され、翌月の電気料金と一括して徴収される扱いになっています。
- (4) 電気事業法19条2項2号は、約款において「料金が供給の種類により定率又は定額をもつて明確に定められていること。」と規定しています。貴社の約款では、「17 従量電灯、ニ」に早収料金の料率が規定されており、早収料金が電気料金の原則であることは約款上明らかです。遅収料金は、早収期間内に電気料金を支払わなかった場合、すなわち、料金支払を遅延した場合の例外的な料金です。

2 消費者契約法

- (1) 消費者契約法9条2号は、「当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日(支払回数が二以上である場合には、それぞれの支払期日。以下この号において同じ。)までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額を超えるもの」は、「当該超える部分」については無効としています。

これは、事業者が契約条項により消費者に高額な遅延損害金等を請求することを予定し、消費者に不当な金銭的負担を強いる場合があることから、本条において、消費者が不当な負担を強いられることのないよう、事業者が消費者契約において、契約に基づく金銭の支払義務を消費者が遅延した際の遅延損害金等を定めるときに、その額が一定の限度を超え

る場合、その限度を超える部分を無効とすることとするものです。

(2) この規定からは、年利率14.6パーセントを超える遅延損害金等を定める条項は、その超える部分については無効となります。

(3) 約款が、電気事業法による経済産業大臣の認可を受けていたとしても、消費者契約法8条から10条に定める不当条項に該当すれば無効となるという結論は変わりません。

3 貴社の早収料金・遅収料金制度と遅延損害金に関する考察

(1) 前述のように、貴社の「早収料金」は、電気事業法19条2項2号に従って約款に定められた定率の料金です。

(2) 約款では、電気料金の支払期限が2段階になっています。

第一に、前述のように、「早収期間」と「早収期限日」が定められています(約款15(3))。この「早収期限日」までに「早収料金」を支払わなかった場合は、電気の利用者は、「遅収料金」という割増料金を支払わされることとなります(約款15(2))。

第二に、約款でいう「支払期限」は、検針日の翌日から50日以内と定められています(約款29(2))。支払期限までに電気料金を支払わなければ、電気の供給が停止されます(約款36(2)イ)。

この2つの「期限」は、①「早収期限日」は、それを超えると貴社が遅延損害金を加算する「期限」を意味し、②「支払期限」は、それを超えると貴社が電気の供給を停止する「期限」を意味します。

ここから、貴社が用いる名称にかかわらず、貴社と電気の利用者との関係では、「早収期限日」が電気料金の支払期限としての性質を持ち、それを超えると早収料金の3パーセントが加算される遅収加算額は、遅延損害金の性質を持っています。

(3) 「早収期限日」を1日でも超えると「早収料金」の3パーセントの遅収加算額を上乗せされることから、早収期限日を1日超えた場合の遅収加算額を年利率に換算すると、1095パーセントの遅延損害金に相当します。

この年利率は日数の経過とともに低下していきませんが、消費者契約法9条2号が許容する年利率14.6パーセント以下に収まる時期を計算すると、早収期限日から75日(検針日の翌日から95日)を経過したときに初めて、「早収料金と遅収料金の差額」(遅収加算額)が、「早収料金」に対する年利率14.6パーセント以下となります。

ところが、前述のように「支払期限」(早収期限日から30日目、検針日の翌日から50日目。この日に支払った場合の遅収加算額は、なお年利率36.5パーセントに相当)を経過すると、電気の供給が停止され

ます(約款36(2)イ)。このため、電気の利用者は、電気の供給停止という制裁手段の前に、つねに年利14.6パーセントを超える「早収料金と遅収料金の差額」(遅収加算額)、すなわち不当に高率な遅延損害金の支払いを強制されることとなります。

(4) さらに、「早収料金と遅収料金の差額」(遅収加算額)は、翌月分の電気料金と一括して請求されます。この際、電気の利用者が、「早収料金と遅収料金の差額(遅収加算額)の支払は保留したい、翌月分の電気料金のみ支払いたい」と望んだとしても、貴社では、早収料金と遅収料金の差額(遅収加算額)と翌月分の電気料金を分離して受領することを受け付けない取扱いをされており、電気の利用者は、実質的に、年利14.6パーセントを超える遅延損害金の支払いを強制されることとなります。

(5) このようにみても、「早収料金」に加算される「遅収加算額」は、早収期間に料金を支払わなかったことに対する遅延損害金に該当し、早収料金に対して年利14.6パーセントを超えているので、明らかに消費者契約法9条2号に該当し、無効と考えられます。

(6) なお、電力会社10社のうち7社は、すでに約款を改定し、消費者契約法に反する問題は生じておりません。各社の現行約款は、検針日の翌日から30日目までを支払期限とし、それを過ぎた場合には、年利10パーセントの延滞利息を加算することとし、支払期限から20日目(検針日の翌日から50日目)を経過すると送電停止とするというものです。

4 結論

以上のように、貴社の電気供給約款「Ⅲ 契約種別および料金」の「15 料金」は、消費者契約法9条2号に該当する不当条項ですので、早収期間経過後74日目までの早収料金と遅収料金との差額(遅収加算額)を、早収料金に対する年利14.6パーセント以内に改定されることを申し入れます。

以上